

令和 7 (2025) 年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

令和 7 (2025) 年 7 月 14 日

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業－科研費－「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

II. 公募の内容

III. 応募する方へ

IV. 研究機関の方へ

V. 関連する留意事項等

により構成しています。

このうち、「II. 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III. 応募する方へ」及び「IV. 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

なお、令和 7 (2025) 年度公募における、主な変更点は次頁のとおりです。

重要説明事項

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。
他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。
なお、研究計画調書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で研究者個人の責任において判断してください。
- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。
- ・ 学術研究の国際ネットワークの中で研究活動の質を高めていく観点から、国際学術誌での学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めてください。

＜令和 7 (2025)年度における主な変更点等＞

（１）公募スケジュールについて

- 令和 7 (2025)年度に公募を実施する令和 8 (2026)年度科研費（「研究活動スタート支援」及び「国際共同研究加速基金」については令和 7 (2025)年度科研費）の今後の主な公募スケジュールについては、以下を予定しています。
- また、「海外連携研究」については、令和 7 (2025)年度採択分以降、公募は行いません。

令和 8 (2026)年度科研費公募スケジュール（予定）（※１）

研究種目名（※２）	公募開始	公募締切	審査結果通知（※３）	交付内定（※４）
特別推進研究	令和 7 年 4 月 11 日	令和 7 年 6 月 17 日	令和 8 年 1 月上旬	令和 8 年 4 月上旬
基盤研究（S）	令和 7 年 4 月 11 日	令和 7 年 6 月 17 日	令和 8 年 2 月中旬	令和 8 年 4 月上旬
学術変革領域研究（A・B）	令和 7 年 4 月 11 日	令和 7 年 6 月 17 日	令和 8 年 2 月中旬	令和 8 年 4 月上旬
学術変革領域研究（A）（公募研究）	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 2 月中旬	令和 8 年 4 月上旬
基盤研究（A・B・C）、若手研究	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 2 月 27 日	令和 8 年 4 月上旬
挑戦的研究（開拓・萌芽）	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 6 月 30 日 (令和 8 年 2 月下旬（※５）)	令和 8 年 6 月下旬
奨励研究	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 1 月 30 日	令和 8 年 4 月上旬
研究成果公開促進費	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 3 月下旬	令和 8 年 4 月上旬

令和 7 (2025)年度科研費公募スケジュール（予定）（※１）

研究種目名（※２）	公募開始	公募締切	審査結果通知（※３）	交付内定（※４、６）
研究活動スタート支援	令和 7 年 3 月 1 日	令和 7 年 5 月 8 日	令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 7 月下旬
国際先導研究	令和 7 年 1 月 9 日	令和 7 年 3 月 14 日	令和 7 年 11 月下旬	令和 7 年 11 月下旬
国際共同研究強化	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 2 月下旬	令和 8 年 2 月下旬
帰国発展研究	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 2 月下旬	令和 8 年 2 月下旬
海外連携研究	公募停止（令和 7 年度採択分以降、公募は行いません）			

- ※1 いずれも新規応募課題についての日程です。
- ※2 上記以外の研究種目の日程については、各公募要領等を御確認ください。
- ※3 新規応募課題の採否について交付内定前又は交付内定と同日に研究代表者に科研費電子申請システムを通じて通知します。
なお、審査結果通知を受け取り「採択」とされた場合、研究開始の事前の準備は可能となりますが、必要な契約等は従前どおり交付内定後に行ってください。
- ※4 予算成立の状況等によっては、交付内定時期が変更されることがあります。
- ※5 括弧内は「事前の選考」の審査結果通知の時期です。
- ※6 帰国発展研究については、「条件付き交付内定」を行います。

（２）研究設備共用の促進について

- 研究費の効率的な使用や設備の共用を促進するため、令和 7 (2025) 年度から、科研費の直接経費を使用して購入した研究設備・機器のうち、使用ルールで定めた条件を満たすものについて、研究機関の内外へ共用することを求めます。特に、当該研究設備・機器を検索システム等に登録することにより、研究機関内外に対して可視化するようにしてください。詳細は、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）及び科研費使用ルール（補助条件及び交付条件等）を参照してください。

- 研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00004.html

（３）研究データマネジメントについて

- 令和 6 (2024) 年度から、原則全ての研究種目において研究データマネジメントプラン（DMP）の作成を求めています。DMP の作成例等の詳細は交付内定時や以下の URL に示していますので、当該内容に沿って研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等を行ってください。
また、令和 7 (2025) 年度に提出される実施状況報告書及び実績報告書の一部として、補助事業により生み出し公開した研究データの情報（メタデータ等）を提出してください。（「[I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等 6. 科研費により得た研究成果の発信等について](#)（4）研究データマネジメントについて」参照）

- 科研費における研究データの管理・利活用について（日本学術振興会ホームページ）
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html
[1](#)

（４）学術論文等のオープンアクセス化の推進について

- 学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進のため、令和 7 (2025) 年 4 月以降に新たに行う公募から、原則全ての研究種目において、学術雑誌への掲載後、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられました。掲載された情報は、実施状況報告書及び実績報告書の一部として報告いただく予定です。（「[I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等 6. 科研費により得た研究成果の発信等について](#) (3)学術論文等のオープンアクセス化の推進について」参照）

目次

はじめに	1
＜令和 7 (2025) 年度における主な変更点等＞	2
I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等	7
1. 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格	7
2. 研究種目	7
3. 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	8
4. 科研費に関するルール	8
5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等	10
6. 科研費により得た研究成果の発信等について	13
II. 公募の内容	16
1. 公募する研究種目	16
2. 応募から交付までのスケジュール	17
3. 審査等	19
III. 応募する方へ	21
1. 応募の前に行うべきこと	21
2. 重複制限の確認	23
別表 重複制限一覧表	25
3. 「基課題」と他の研究課題について	26
4. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	26
5. 研究者が遵守すべき行動規範について	32
6. 研究倫理の受講等について	33
7. 研究者情報の researchmap への登録について	34
8. 審査への参画について	34
IV. 研究機関の方へ	35
1. 科研費制度の趣旨、目的の共有	35
2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと	35
3. 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと	39
4. 応募書類（研究計画調書）の提出等	40
V. 関連する留意事項等	42
（参考） 関係規程	48
VI. 問合せ先等	49

【参考】

応募書類の様式（研究計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください。

応募書類の様式（研究計画調書）等については、日本学術振興会ホームページ（以下URL参照）よりダウンロードできます。

URL:https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kyoka/koubo.html

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

1. 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究費」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



2. 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

※令和 7 (2025) 年 7 月現在

研究種目	研究種目の目的・内容	補助金・基金の別	
科学研究費			
特別推進研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究（3～5年間（真に必要な場合は最長7年間）2億円以上5億円まで（真に必要な場合は5億円を超える応募も可能））	補助金	
学術変革領域研究	（A）多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共有化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（5年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以上3億円まで（真に必要な場合は3億円を超える応募も可能）） （B）次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究（3年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以下）	補助金	
基盤研究	（S）一人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 原則5年間 5,000万円以上 2億円以下 （A）（B）（C）一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （A） 3～5年間 2,000万円以上 5,000万円以下 （B） 3～5年間 500万円以上 2,000万円以下 （C） 3～5年間 500万円以下	（S）	補助金
		（A）	
		（B）	基金
		（C）	
挑戦的研究	一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする （開拓）3～6年間 500万円以上 2,000万円以下 （萌芽）2～3年間 500万円以下	基金	
若手研究	博士の学位取得後8年未満の研究者（注）が一人で行う研究 2～5年間 500万円以下	基金	

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等の取得又は未就学児の養育から復帰する研究者等が一人で行う研究 1～2年間 300万円以下（研究期間が1年の場合は150万円以下）	基金
奨励研究	教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が一人で行う研究 1年間 10万円以上 100万円以下	補助金
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	基金
研究成果公開促進費		補助金
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	基金
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成 （3年以内）	
国際共同研究加速基金		基金
国際先導研究	我が国の優秀な研究者が率いる研究グループが、国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出を目指す。ポストドクターや大学院生の参画により、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の育成にも資する。 （7年間（10年までの延長可） 5億円以下）	
国際共同研究強化	科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す （1,200万円以下）【令和5（2023）年度公募以降改称】	
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（3年以内 5,000万円以下）	

（注）博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。

3. 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成10(1998)年度までは、文部省（現文部科学省）において全ての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11(1999)年度から日本学術振興会への移管を進めています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

研究種目	公募・審査業務 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付業務 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続書類等の提出先)
新学術領域研究、学術変革領域研究、 特別研究促進費	文部科学省	日本学術振興会
特別推進研究、基盤研究、 挑戦的研究、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費、 特別研究員奨励費、 国際共同研究加速基金（国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究、帰国発展研究）	日本学術振興会	日本学術振興会

4. 科研費に関するルール

科研費（基金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（準用）、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

(1) 科研費の三つのルール

科研費には次の三つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

- ② 評価ルール：審査（事前評価）・中間評価・事後評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の三つのルールは、次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
科研費（基金分） 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費助成事業における 審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 交付条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の使用について各研究機関が行うべき事務等

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で賄われていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務等（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（基金分）は、採択後の研究期間全体を単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の手続を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

さらに、最終年度には、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

※ 国際共同研究強化においては、交付申請をした日から3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業期間を延長することができます。

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

- ② 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 3 年 12 月 17 日改正））は、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的研究費の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（下記注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的研究費担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的研究費に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、予算額、エフォート等）や全ての所属機関・役職（兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等）に関する情報について、研究計画調書に記載してください。なお、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

- ③ 研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属研究機関に報告している旨の誓約を求めます。誓約状況は e-Rad の登録情報を確認することとし、誓約が行われていない場合は応募ができませんので、ご注意ください。なお、誓約に反して適切に報告していないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

- ④ 研究で使用している施設・設備等の受入状況や、その管理の状況等について、研究者等に対して確認を求めることがあります。

不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和3年12月17日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則公表します。

また、科研費以外の競争的研究費(他府省所管分を含む。)等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的研究費(他府省所管分を含む。)

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

【交付しない期間の扱いについて】

不正使用、不正受給

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV. 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者

2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

不正行為

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

- ② 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、他府省を含む他の競争的研究費等担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（参考）不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
 - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
 - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注）事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

6. 科研費により得た研究成果の発信等について

科研費では研究成果を研究者や一般の方々に広く知っていただくため、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載し、公開しています。

なお、科研費においては、直接経費を使用して学術論文等による国際的な研究成果の発信はもとより、研究成果広報活動などのアウトリーチ活動もできますので、国際的な研究成果の発信とともに社会・国民への情報発信に努めてください。

研究成果の発信に当たっては、次の点についても、あらかじめ留意してください。

(1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）又は所定の箇所に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。その際、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12K34567.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12K34567 の助成を受けたものです。

(2) 公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

(3) 学術論文等のオープンアクセス化の推進について

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和7年度から新たに公募を行う科研費の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データは、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)」の実施にあたっての具体的な方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的な方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、科研費では、KAKEN データベースを通じて、実績(実施状況)報告書に入力された研究成果情報を連携することで、研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更予定です。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該当、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

○科研費における論文のオープンアクセス化について(日本学術振興会ホームページ)

URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/08_openaccess/index.html

(4) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会では、研究データの取扱いに関する方針を令和5年10月23日に制定・発表しました。本方針では、科研費を含む振興会が交付する研究資金で行われる研究活動の過程で生み出される研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、科研費に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

研究活動を遂行してください。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、日本学術振興会で定めたメタデータを付与してください。

なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めたデータポリシーの策定や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための環境や支援体制等の整備をお願いします。

また、本プランに基づき、科研費により生み出し公開された研究データに関する情報は、実績報告書又は実施状況報告書において日本学術振興会へ報告いただき、科学研究費助成事業データベース（K A K E N）で研究成果として公開します。

その他の詳細については交付内定時の通知等を確認してください。

○科研費における研究データの管理・利活用について（日本学術振興会ホームページ）

URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html

Ⅱ. 公募の内容

1. 公募する研究種目

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

〔学術研究助成基金助成金〕

- ア) 趣 旨 本事業は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ（※）、優れた研究成果を上げることが目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。
- ※現在実施している研究計画が一定程度の成果を上げており、国際共同研究を行うことでその研究計画を更に発展させるものだけでなく、開始したばかりの研究計画であっても、国際共同研究と並行して実施することで相互補完的にその研究計画を発展させるものも含まれます。
- イ) 対 象 下記の応募資格を全て満たす対象者が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同行う研究計画を対象とし、**新しい知識・技術の習得や指導を受けることを目的とする留学等、単なる海外派遣を推進するものではありません。**
- ※研究計画の立案に当たっては、国際共同研究の相手国の状況等を踏まえた実現可能性に十分留意してください。
- ウ) 応募資格 ① 令和 7 (2025) 年 7 月 1 日現在で「基盤研究」、「若手研究」又は「特別研究員奨励費」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題（以下「基課題」という。）の研究代表者
- ② 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在で 45 歳以下の者（昭和 54(1979) 年 4 月 2 日以降に生まれた者）。
- エ) 応募総額 1,200 万円以下（1,200 万円の範囲内で「渡航費・滞在費」「研究費」「代替要員確保のための経費」の各経費を計上することができます。）
- ※採択研究課題の応募額を最大限尊重した配分を行う予定です。
- オ) 渡航期間 6 か月以上とし、6 か月から 1 年を原則としますが、採択研究課題の研究期間の範囲内において 1 年を超えて渡航する計画も可能です。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能です。
- カ) 研究期間 渡航先や所属機関との調整・準備を終了し、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日までに交付申請を行い、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始する必要があります。
- なお、交付申請後から経費を執行することができます（交付内定以降、直ちに経費を執行することはできません）。また、基課題の終了年度にかかわらず、交付申請した年度から起算して 3 年目の年度末まで経費を執行することができます。
- <留意事項>
- ① 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日までに渡航計画の決定及び交付申請を行うことができない場合（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴い交付申請を留保する場合を除く。）には、交付申請を辞退する必要があります。
- ② 応募時に渡航先としていた外国機関は原則として変更できません。そのため、交付内定後又は交付決定後にやむを得ず渡航先を変更せざるを得ない場合には、あらかじめ日本学術振興会の承認を得なければなりません。
- ③ **応募の時点において、日本学術振興会特別研究員（C P D）、海外特別研究員、又は若手研究者海外挑戦プログラム等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業に採用（採用内定を含む。）され、研究費の交付を伴う長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者は応募できません。**こうした他の補助事業や委託事業等を実施又は実施を予定している場合には、応募

Ⅱ. 公募の内容

に当たって本事業との関係に留意してください。なお、ここでいう「応募の時点」とは、公募の締め切り日（令和7（2025）年9月17日）を指します。

- ④ 日本学術振興会特別研究員（PD・RPD・DC）に採用されている者は、研究者番号を取得し、受入研究機関から応募資格を付与された場合に限り、本種目に研究代表者として応募することが可能です。ただし、DCは博士課程学生として学位取得を目指す立場にあるため、科研費での研究遂行上の責任が過大にならないよう受入研究者又は所属機関は十分に留意してください。
- ⑤ 特別研究員奨励費（外国人特別研究員）を基課題として応募することはできません。
- ⑥ 特別研究員の採用期間終了後、科研費応募資格を喪失した場合は課題を廃止しなければなりません。そのため、研究期間の設定に当たっては御注意ください。
- ⑦ 採択された場合には、帰国後に日本学術振興会が行うフォローアップ調査へ御協力いただきます。

2. 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ. 応募する方へ」を参照)	研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅳ. 研究機関の方へ」を参照)
令和7（2025）年 7月14日（月） 公募開始	①応募書類を作成 (研究機関から付与された e-RadのID・パスワードにより、 科研費電子申請システム（以下「電 子申請システム」という。）にアク セスし作成) ↓ ②所属する研究機関に応募書類を提出 (送信) (当該研究機関が設定する提出（送 信）期限までに提出（送信）)	【必要に応じて行う手続】 ①e-Rad運用担当からe-Radの研究機関用のID・パスワードを取得（既に取得済の場合を除く） ※ID・パスワードの発行に最大2週間程度必要。 ②e-Radへの研究者情報の登録等 ③研究代表者にID・パスワードを発行（既に発行済みの場合を除く） ④「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出 提出期限：9月30日（火） ⑤「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出 提出期限：12月1日（月） ※令和7（2025）年4月以降に、別途、両チェックリストを提出している場合は、改めて提出する必要はありません。
9月17日（水） 午後4時30分 提出期限（厳守）		⑥応募書類の提出（送信）

注1）研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出（送信）（「研究代表者が行う手続」②）した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出（送信）（「研究機関が行う手続」⑥）しなければなりません。

ついては、研究代表者は「Ⅲ. 応募する方へ 4. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等（研究機関内における応募書類の提出期限等）について、研究機関の事務担当者に確認してください。

Ⅱ. 公募の内容

注2) 研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、e-Rad に研究者情報が登録されていなければなりません。e-Rad への登録は研究機関が行うこととしていますので、応募を予定している者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

注3) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません（「研究機関が行う手続」④・⑤）。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

また、令和6(2024)年度中に両チェックリストを未提出の機関で、令和7(2025)年4月1日以降に両チェックリストを提出する場合には、令和7(2025)年度様式で提出してください。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

以下には、現時点のスケジュールを掲載しておりますが、交付内定の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は日本学術振興会ホームページ及び研究機関を通じて周知します。特に総合審査を実施する研究種目（「[Ⅱ. 公募の内容 3. 審査等 \(2\) 審査の方法](#)」参照）については、スケジュールどおりに進まないことが想定され、交付内定の時期が遅れる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、交付内定を受けた後、渡航計画が決定した場合には、令和9(2027)年3月31日までを期限として随時交付申請を行うことができます。

国際共同研究強化	
令和7(2025)年10月～令和8(2026)年1月	審査
2月下旬	審査結果通知・交付内定※1
3月下旬	審査結果開示
令和9(2027)年3月31日まで	交付申請（随時）
交付申請後	交付決定（随時）
交付決定後	送金※2

※1 国際共同研究強化の審査結果通知は、交付内定日と同日に行う予定です。
また、応募状況によっては、交付内定の時期が遅くなる可能性があります。

※2 総額が300万円以上であっても、一括して送金します。

3. 審査等

(1) 科研費の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、以下の点に留意して審査を行っています。

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的研究費です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることが期待されます。

Ⅱ. 公募の内容

(2) 審査の方法等

国際共同研究強化の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われます。

その際、応募者は審査が非公開で行われることを前提に未発表の研究結果や研究アイデア等を研究計画調書に記載していることから、審査委員には以下のように、守秘義務の徹底をお願いしています。

- ・ 応募者の知的資産の保護及びピアレビューシステムの公正性を確保するため、研究計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、上司、同僚や部下を含め、外部に漏らしてはならないこと。
- ・ 審査委員は審査で知り得た情報を自分の利益のために利用してはならないこと。
- ・ 審査資料の厳重な管理の徹底が求められること。

評定基準など、「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（以下「審査及び評価に関する規程」という。））の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL:https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html）で確認してください。

※ 審査においては researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしています（「[Ⅲ. 応募する方へ 7. 研究者情報の researchmap への登録について](#)」参照）。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、電子申請システムにより研究代表者及び研究機関に通知します。
- ② 採択されなかった研究代表者のうち、審査結果の開示を希望する者に対して、審査希望分野におけるおおよその順位を電子申請システムにより開示します。

Ⅲ. 応募する方へ

1. 応募の前に行うべきこと

応募の前に行うべきことは、

- (1) 応募資格の確認
- (2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)
- (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの確認

の3点です。

(1) 応募資格の確認

国際共同研究強化は、既に採択されている基課題の研究計画を格段に発展させるものです。そのため、今回の国際共同研究強化への応募に当たっては、科研費の応募資格及び国際共同研究強化の応募資格を全て満たすことが必要です。

なお、複数の研究機関において科研費応募資格を有する場合には、いずれかの研究機関から応募してください。基課題を管理している研究機関と異なる研究機関からの応募も可能ですが、日本学術振興会特別研究員が応募する場合は受入研究機関からのみ応募が可能です。

【科研費応募資格】

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注1)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること(注2)

＜要件＞

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)

ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例：大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合を除く。)

(注1) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(注2) 日本学術振興会特別研究員(DC)については、上記①のア〜ウに関わらず、日本学術振興会特別研究員(DC)に採用されていることをもって応募資格の要件を満たすものとします。ただし、研究機関が満たさなければならない要件に関しては、研究機関において確認してください。

(参考)研究機関が満たさなければならない要件(「[Ⅳ. 研究機関の方へ 2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと](#)」参照)

＜要件＞

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

【国際共同研究強化応募資格】

- ① 令和7(2025)年7月1日現在で「基盤研究」「若手研究」又は「特別研究員奨励費」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題の研究代表者
- ② 令和7(2025)年4月1日現在で45歳以下の者(昭和54(1979)年4月2日以降に生まれた者)

Ⅲ. 応募する方へ

<留意事項①>

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者に当たり、不正使用、不正受給又は不正行為を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、国際共同研究強化への応募資格を満たす場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

国際共同研究強化では、6か月以上の渡航が必要となることから、研究代表者が本来研究機関の職務として行うべき業務を代替する者を確保するための経費（代替要員確保のための経費）を計上することが可能です。渡航中の職務の代替方法等について、応募時点で調整が完了している必要はありませんが、円滑な渡航が可能となるよう、あらかじめ所属する研究機関と調整してください。

複数の研究機関に所属する場合など、国際共同研究強化に応募する研究機関以外（以下「その他研究機関等」という。）でも職務を有しており、海外渡航によって当該職務の遂行が難しくなる場合には、その他研究機関等とも海外渡航の開始までに十分に調整を行ってください。

なお、その他研究機関等において代替要員確保のための経費が必要となる場合には、応募する研究機関（経費の管理を行う機関）に費用を請求し、経費を支出することは可能です。

特別研究員採用者については、特別研究員の採用期間にも留意の上、渡航計画を作成してください。特に、特別研究員（DC）は博士の学位取得を目指す立場であることから、本種目で海外渡航が学位取得に支障なく行えるよう、十分に配慮して計画してください。

<留意事項②>

特別研究員奨励費（外国人特別研究員）を基課題として応募することはできません。

(2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）

今回国際共同研究強化に応募しようとする研究代表者は、所属する研究機関から日本学術振興会への応募書類の提出（送信）時に応募資格を有する者であって、かつ e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていなければなりません。

そのため、まず、e-Rad への登録内容の確認を行う必要があります。

e-Rad への登録は、所属する研究機関が手続を行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等の手続について確認してください（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

※研究インテグリティ対応に係る e-Rad の研究者情報の登録と電子申請システムの連携について

令和7（2025）年度公募から、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を電子申請システムに連携していますので、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力してください。

特に、e-Rad において、研究代表者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、事前に当該情報の登録状況を必ず確認してください。詳細は公募要領別冊を十分に確認してください。なお、e-Rad と電子申請システムとの連携には通常 30～60 分程度要しますが、混雑時はさらに数時間かかる場合があります。締切日当日に登録しても連携されず、応募できなくなる可能性がありますので、時間に余裕をもって登録してください。

(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの確認

所属する研究機関がe-Radへの研究者情報登録を完了すると、e-RadのID・パスワードが発行されます。応募に当たっては、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成してください。

なお、一度付与されたID・パスワードについては、研究機関を異動しても使用可能です。また、ログインID・パスワードは、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理を行ってください。

2. 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、**応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。**

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「応募区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、**応募に当たっては、以下の記述と「別表 重複制限一覧表」を十分確認してください。**

なお、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（「[I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等](#)[5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等](#)」参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に注意してください。

(2) 重複応募・受給の制限

応募に当たっては、「[別表 重複制限一覧表](#)」の他、以下の点に留意してください。

- ① 一人の研究者が研究代表者として国際共同研究強化に応募できるのは、1研究課題です。「基課題」となりうる課題を複数持つ場合でも同様です。
- ② 国際共同研究強化の研究課題と海外連携研究（令和4（2022）年度以前に採択された国際共同研究強化（B）も含む。）以外の研究種目との間には、重複制限は課されません。ただし、基課題と他の研究種目との間には、重複制限が課されます。
- ③ 国際共同研究強化に採択された場合には、既に採択されている「基課題」と重複して研究を実施することができます。
- ④ 一人の研究者が国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）及び国際共同研究強化（A）を受給できるのは1回です（ここでいう「受給」とは交付決定を受けることをいいます。）。令和6（2024）年度に国際共同研究強化に採択された場合は、渡航先や所属機関との調整が済んでおらず、交付申請を行っていない場合であっても、令和7（2025）年度に国際共同研究強化に応募することは認められません。

(3) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくならないよう」十分留意してください。あわせて、「不合理な重複及び過度の集中の排除」（「[Ⅰ. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等 5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等](#)」）の内容にも十分留意してください。
- ② 電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ③ 科研費と他の競争的研究費制度との間には重複制限は設けていませんが、「不合理な重複及び過度の集中の排除」（「[Ⅰ. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等 5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等](#)」）の内容に十分留意してください。また、「[Ⅱ. 公募の内容 1. 公募する研究種目](#)」に記載のとおり、日本学術振興会特別研究員（C P D）、海外特別研究員又は若手研究者海外挑戦プログラム等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業に採用（採用内定を含む。）され、研究費の交付を伴う長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されていないかどうか、併せて留意してください。

(4) 重複応募制限の特例

（研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い）

科研費（基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、国際共同研究強化の研究課題の間において、重複制限は適用されません。

別表 重複制限一覧表

国際共同研究加速基金の各種目と国際共同研究強化の重複制限

甲欄 乙欄			国際共同研究強化
			新規
			代表者
国際先導研究	新規	代表者	
	継続	代表者	
国際共同研究強化 (旧：国際共同研究強化 (A))	新規	代表者	—
	継続	代表者	▲
海外連携研究 (旧：国際共同研究強化 (B))	継続	代表者	×
		分担者	

※海外連携研究は令和7(2025)年度より新規の募集を停止いたしました。

※現在、海外連携研究に研究代表者として採択されている場合、国際共同研究強化には応募出来ません。

空欄：双方の研究課題とも応募できる

—：同一の研究種目(応募区分)においては、一つの研究課題にのみ応募できる

(甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない)

×：一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない)

▲：乙欄の研究課題に応募できない(甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する)

3. 「基課題」と他の研究課題について

(1) 「基課題」とできる研究課題について

「基課題」とできるのは、「基盤研究」、「若手研究」又は「特別研究員奨励費」の研究課題のうち、令和7(2025)年7月1日現在で採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題です。

なお、産前産後の休暇又は育児休業により補助事業期間延長承認を受けて令和7(2025)年度も研究を継続中の研究課題や、産前産後の休暇、育児休業、傷病又は介護を理由とした特別研究員の採用の中断^{※1}又は海外における研究滞在等により中断^{※2}中で(補助金種目の継続課題で、令和7(2025)年度は産前産後の休暇、育児休業、海外における研究滞在等により交付申請を留保している場合を含む。)研究を再開する予定のある研究課題も含まれます。

※1「傷病又は介護を理由とした特別研究員の採用の中断」は日本学術振興会が実施する研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業により受入研究機関において雇用されている特別研究員(PD、RPD、CPD)に限る)のみ対象となります。

※2「特別研究員奨励費」は「海外における研究滞在等による中断」の対象となりません。

注「基課題」とできない研究課題

- ・令和6(2024)年度以前が研究期間の最終年度の研究課題で、繰越承認(補助金種目の場合)又は補助事業期間延長承認(基金種目の場合。産前産後の休暇、育児休業又は海外における研究滞在等による場合を除く。)を受けて令和7(2025)年度も研究を継続中の研究課題
- ・重複受給制限等の理由により交付申請を辞退又は廃止した(廃止予定の)研究課題
- ・令和7(2025)年度以前に採択された研究課題のうち、交付申請を留保している研究課題(補助金種目の継続課題で、令和7(2025)年度は産前産後の休暇、育児休業又は海外における研究滞在等により交付申請を留保している場合は除く。)

(2) 「基課題」や他の研究課題の研究遂行について

「基課題」や科研費の他の研究課題について、研究代表者が渡航する場合であっても、研究代表者の責任の下、研究分担者等が研究を実施し、研究の遂行が可能な場合には、引き続き研究を継続することができます。

4. 応募書類(研究計画調書)の作成・応募方法等

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

また、海外渡航等を伴う研究計画を立案するにあたっては、実現可能性に十分留意してください。

審査においては研究課題名を含めた研究計画調書全体が審査されること、また採択された場合には科学研究費助成事業データベース(KAKEN)に掲載され広く公開されることに十分留意の上、研究課題名は研究内容を適切に反映させたものとしてください。

応募に必要な書類は研究計画調書です。

研究計画調書は、「Web入力項目」と「添付ファイル項目」の二つで構成されます。研究代表者は、「Web入力項目」を入力するとともに、別途作成する「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして研究計画調書(PDFファイル)を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出(送信)してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 研究計画調書の作成

応募に当たっては、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

研究計画調書について

研究計画調書は次の二つから構成されます。

Web入力項目：研究代表者が電子申請システムにより、Web上で入力する部分

添付ファイル項目：「国際共同研究の概要及び意義・必要性など」、「国際共同研究の研究目的、研究方法など」等、研究計画の内容に係る部分の様式を日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kyoka/koubo.html）から取得し、電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成してください（紙媒体による応募は受理しません。）。

研究種目等	研究計画調書		
	Web入力項目 (前半)	添付ファイル項目 の様式	Web入力項目 (後半)
国際共同研究強化	電子申請システムに入力 (研究課題名、応募額等応募研究 課題に係る基本データ、研究組織 に係るデータ等)	S-61	電子申請システムに入力 (研究経費と各経費の説明、研究 費の応募・受入等の状況等)

（参考）研究計画調書の見直しについて

平成 31(2019)年度公募から、「研究業績は、応募する研究計画についての研究遂行能力を確認するために必要とするものであり、研究計画調書への網羅的な記載は求めない」との考えに基づき、従来の「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更しました。

研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。

(2) 電子申請システムを利用した応募

① 「令和 7 (2025) 年度研究計画調書（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）作成・記入要領」及び「令和 7 (2025) 年度研究計画調書（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化））」（Web入力項目）作成・入力要領」に基づき、「Web入力項目」を入力するとともに、別途作成した「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

② 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出します。
そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください（直接、日本学術振興会へ提出（送信）することはできません。）。

なお、提出（送信）に当たっては、作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。）。また、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書（PDFファイル）については日本学術振興会への提出（送信）期限後に修正等を行うことはできません。

（「[Ⅳ. 研究機関の方へ](#) 4. 応募書類（研究計画調書）の提出等」参照）

③ 研究計画調書に含まれる個人情報及び電子申請システムに登録した個人情報は、競争的研究費の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務、科学研究費助成事業を含む科学技術政策に関するアンケートの実施のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Rad に提供します（e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。）。

なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・所属研究機関名・交付予定額・研究期間等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法

Ⅲ. 応募する方へ

律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)等により公開します。

これらの情報の取扱い(利用・提供・公開)について、十分御理解の上、研究者及び研究機関は応募手続を行ってください。

(3) 研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと

作成に当たっては、次の点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究経費の額が10万円未満の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者とともに研究組織を構成することができます。

研究代表者は、応募時点において、次の要件を満たしていることが所属する研究機関(下記枠内(注1・2)参照)において確認されており、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要ですが、研究協力者は、必ずしもe-Radに登録されている必要はありません。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例：大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合を除く。)

(注1) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(注2) 日本学術振興会特別研究員(DC)については、上記①のア～ウに関わらず、日本学術振興会特別研究員(DC)に採用されていることをもって応募資格の要件を満たすものとします。ただし、研究機関が満たさなければならない要件に関しては、研究機関において確認してください。

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件

(「[Ⅳ. 研究機関の方へ](#) 2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと」参照)

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として国際共同研究強化に応募することは認められません。

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者に当たり、不正使用、不正受給又は不正行為を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

Ⅲ. 応募する方へ

また、研究者が、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退させる場合があります。
- ・研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

（注）研究代表者は、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めており、研究代表者を交替することも認めていません。

イ 研究代表者は、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

2) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

イ 研究協力者は、必ずしも e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

例えば、以下のような者も研究協力者として参画することができます。

ポストドクター、大学院生、リサーチアシスタント（RA）、日本学術振興会特別研究員（CPD 及び受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において応募要件を満たさない PD・RPD・DC）、海外の研究機関に所属する研究者（海外の共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者 等

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）

国際共同研究強化では、「設備備品費」、「消耗品費」、「旅費」、「人件費・謝金」、「その他」のそれぞれについて、「渡航費・滞在費」、「研究費」、「代替要員確保のための経費（注）」に分類します。

日本国内で行う研究活動に必要な経費を含むことは差し支えありませんが、国際共同研究強化は研究代表者が一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とするものであることに留意し、研究計画の遂行に必要な経費を計上してください。

なお、各経費の支出に当たっては、所属研究機関の規程に従って支出することとなるため、所属研究機関の規程を確認の上、規程に従って計上してください。特に、「渡航費・滞在費」及び「代替要員確保のための経費」を計上する際は、過大な経費計上にならないよう所属研究機関の事務担当者に十分確認してください。

Ⅲ. 応募する方へ

※「研究費」、「代替要員確保のための経費」が600万円を超える場合、及び、国内で使用する設備を購入する場合には、その必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

【対象となる経費（直接経費）】

	物品費 (設備備品費・ 消耗品費)	旅費	人件費・謝金	その他
渡航費・滞在費		○		○
研究費	○	○	○	○
代替要員確保の ための経費	○	○	○	○

※ 応募時に代替要員確保のための経費について記載をすることになっていますが、この時点で確実な計画になっている必要はありません。

(注) 代替要員確保のための経費とは、主に「研究代表者が本来研究機関の職務として行うべき業務を代替する者を確保するための経費」を指し、人件費・謝金が主たる経費となります。また、研究代表者が円滑に渡航するため、諸事情により代替することができない業務がある場合には、その代わりに必要となる「当該業務を研究代表者が渡航先において行うための経費」について、「代替要員確保のための経費」の物品費（設備備品費・消耗品費）として計上することもできます。

例えば、以下のような経費が支出可能です。

- ・研究代表者が担当する講義等の非常勤講師等に係る給与
- ・研究代表者が担当する講義等の非常勤講師を招へいするための謝金・旅費
- ・研究代表者不在時の教育研究や学内委員会等の業務を他の教員が負担する場合、当該教員に生じる業務負担を支援するT AやR A、非常勤事務職員等の経費
- ・研究代表者が渡航先から学生指導等を行うための設備等の経費 等

また、例えば、以下のような経費は支出できません。

- ・代替要員が研究代表者の代替で行う講義の準備等で使用するパソコン、机、イス等の経費
- ・代替要員が研究代表者の代替で行う講義で使用する教材、消耗品等の経費
- ・代替要員が入試業務や広報活動等、他の用務で出張する際の旅費
- ・代替要員が研究協力者として基課題に参画する場合の当該代替要員（研究協力者）に支払う謝金 等

※ 国又は独立行政法人等が行う補助事業や委託事業等を研究代表者が実施又は実施を予定している場合であっても、それら事業の代替要員確保のための経費は支出できませんので、御注意ください。

※ 国際共同研究強化は「代替要員確保のための経費」を計上することができますが、「バイアウト経費」は支出することができませんので、留意してください。

【参考：競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出について】

研究活動に専念できる時間を拡充するために、研究代表者・研究分担者の研究以外の業務(※)の代行に係る経費(バイアウト経費)を直接経費から支出することが可能となりました(バイアウト制度)。

(※) 所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる(例：教育活動(授業等の実施・準備、学生への指導等)、社会貢献活動(診療活動、研究成果普及活動等)等)。また、営利目的で実施する業務は対象外。

科研費では令和3(2021)年度以降、以下の種目においてバイアウト経費を支出することを可能とします。バイアウト経費の支出を希望する場合は、所属する研究機関の構築した仕組みにのっとり、研究機関と研究代表者(又は研究分担者)の合意に基づいて実施することとなります。

バイアウト経費を支出する場合は、研究計画調書の「その他」の費目に計上し、「事項」欄に必ず『バイアウト』という文言を記載してください(公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」も併せて確認してください。)

【バイアウト制度の対象となる種目】

特別推進研究、学術変革領域研究(学術研究支援基盤形成は除く)、新学術領域研究(研究領域提案型)(『学術研究支援基盤形成』は除く)、基盤研究、挑戦的研究(挑戦的萌芽研究を含む)、若手研究(若手研究(A・B)を含む)、研究活動

Ⅲ. 応募する方へ

スタート支援、国際先導研究、海外連携研究（改称前の国際共同研究強化（B）を含む）、帰国発展研究（国内の研究機関に所属した後に限る）、特別研究促進費

【パイアウト制度の対象とならない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）、新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』、国際共同研究強化（改称前の国際共同研究強化（A）を含む）。ただし、国際共同研究強化（改称前の国際共同研究強化（A）を含む）は、必要に応じて「代替要員確保のための経費」を計上することができます。

支出可能な経費や所属機関において実施すべき事項の詳細については、下記の資料を御参照ください。

○「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（パイアウト制度の導入）」について（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm

なお、パイアウト制度は、研究代表者（又は研究分担者）の希望に基づき、当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度であることから、研究代表者（又は研究分担者）の希望の有無や、当該研究課題に専念できる時間の拡充状況（増加時間数など）等について経費の執行状況と合わせて確認する場合があります。その際、当該研究課題に専念できる時間の拡充が確認できないなど適切に支出されていない場合は当該経費の返還を求めることがありますので、各研究機関においては適切に運用するようにしてください。

2) 基課題との区別

国際共同研究強化の研究課題と基課題等、他の科研費による研究課題は別の補助事業となりますので、それぞれの経費を区分して、国際共同研究強化の研究計画の遂行に必要な経費のみを計上してください。

国際共同研究強化の直接経費から、基課題等、他の科研費による研究課題に係る経費は支出できませんので、特に国内で使用する経費については注意してください。

3) 対象とならない経費

ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）

イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ 研究代表者の人件費・謝金

エ 上記のほか、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う研究種目には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選択すること。

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、次の10分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選択してください。

審査希望分野	①情報学	⑥化学
	②環境学	⑦工学
	③人文学	⑧生物学
	④社会科学	⑨農学
	⑤数物系科学	⑩医歯薬学

⑤ 国際共同研究の意義や必要性等について、専門分野のみならず多角的な視点から審査が行われることに留意して研究計画調書を作成すること。

⑥ 応募書類の体裁等に不備がないこと。

1) 文字化け等がないこと

電子申請システムから提出された研究計画調書（PDF ファイル）の電子媒体がそのまま審査に付されます。研究計画調書の提出（送信）前に必ず、文字化けなど内容が不鮮明となっていないかについて、研究代表者の責任において確認してください。なお、色を付した図や文字が使用された研究計画調書はそのまま審査に付されます。

2) 所定の様式と同一規格であること

応募書類が、所定の様式と同一規格であるか確認してください。特に、添付ファイル項目については、総頁数だけでなく、各欄の指示書きで指定されている頁数と同一であるかも確認してください。下表の事例のように、総頁数が異なる事例 1 はもちろんのこと、総頁数が同一でも、各欄において指定されている頁数とは異なる項目がある事例 2 も同一規格とはみなされませんので、十分確認してください。

	各欄の頁数					総頁数
	「国際共同研究の概要及び意義・必要性など」欄	「国際共同研究の研究目的、研究方法など」欄	「海外共同研究者の役割及び準備状況」欄	「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄	「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄	
正しい頁数	3 頁	3 頁	2 頁	2 頁	1 頁	11 頁
誤った事例 1	3 頁	2 頁	2 頁	2 頁	1 頁	10 頁
誤った事例 2	2 頁	3 頁	3 頁	2 頁	1 頁	11 頁

3) 応募情報の入力漏れ、誤入力がないこと

応募締切後に応募書類の修正を行うことはできませんので、応募情報の入力漏れ、誤入力がないか（特に予算額の桁数に誤りがないか、研究課題名に誤字脱字やスペルの誤りがないか等）念入りに確認してください。

5. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、Ⅰ. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section Ⅰ 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

なお、交付申請時に、研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します（Ⅲ. 応募する方へ 6. 研究倫理教育の受講等について）参照）。

Ⅲ. 応募する方へ

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」－抜粋－】

(平成 25 (2013) 年 1 月 25 日)

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL: <http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

(日本語版 (テキスト版)) (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※URL: <https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf>

6. 研究倫理の受講等について

科研費により行われる研究活動に参画する研究代表者は、令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育等に関し、以下の点をあらかじめ行うことが必要であり、**交付申請時に研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します。**

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

- ・ 交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材 (『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) 等) の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・ 交付申請を行うまでに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

7. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。

また、科研費の審査において、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース (KAKEN) の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。なお、審査において researchmap の掲載情報を参照するに当たっては、researchmap に登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmap へ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報基盤事業部サービス支援センター (researchmap 担当)

Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

8. 審査への参画について

科研費の応募研究課題の審査は、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー (Peer Review) のシステムを採っており、8,000 名以上の研究者が審査委員として御参画くださることにより成り立っています。ピアレビューは、研究者コミュニティの自律性の基礎となるものであって、学術研究の質を保証し向上させる上で重要な役割を担っています。また、様々な種類の研究資金がある中で、研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って、純粋に研究の学術的価値に基づき審査を行う科研費の審査制度は、我が国の学術研究を将来にわたって支える上で不可欠であると言っても過言ではありません。

そのため、科研費制度は研究者が支えるものであり、研究者には「応募者」及び「研究実施者」としての責務とともに、「審査委員」としての「責務」があり、研究者が審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるためにも重要であるということが研究者の共通認識となるよう、研究者コミュニティの中で共有してください。また、審査に参画することは、他の審査委員の多様な意見を踏まえ、客観的・学術的な評価を行う能力を磨き、視野を拓けることにもつながるなど、審査委員の育成という面も有しています。

さらに、一部の研究者に審査負担が偏ることなく、研究者全体で科研費の審査を支えていくためにも、**今後、日本学術振興会及び文部科学省から審査に関する依頼があった場合には、積極的な参画をお願いします。**

なお、日本学術振興会においては、公正な審査委員を選考するため、科研費に採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報を「審査委員候補者データベース」に登録し、当該データベースを活用して審査委員を選考しています。「審査委員候補者データベース」に登録している情報を常に最新に保つため、データベースの情報の更新依頼を、所属研究機関を通じて毎年行っていますので、更新について、研究者使用ルール (補助条件又は交付条件) に基づき積極的に御協力いただくようよろしくお願いします。

IV. 研究機関の方へ

1. 科研費制度の趣旨、目的の共有

科研費は、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援するものです。

応募研究課題の審査に当たっては、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、8,000名以上の研究者の参画により支えられています（「[II. 公募の内容](#) 3. 審査等（1）科研費の審査について」参照）。

科研費の審査においては、平成30(2018)年度助成から新たな審査方式を導入するなどの改善を図る一方で、近年、科研費のニーズの高まりを受けて応募件数が9万件を超えており、応募件数の増加に伴って、審査委員として御協力いただいている研究者の審査負担も増加しています。今後、仮に審査負担が更に増加して研究者への負担が過度になってしまうと、研究者の教育研究への影響や審査の質の低下も懸念されます。また、応募件数の増加については、昨今、一部研究機関において、科研費への応募を組織の目標としていることもその一因になっていると考えられます。本来、科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものであり、各研究機関において科研費に応募させることを目的化するようなことは避けてください。

各研究機関におかれては、科研費制度の趣旨、目的を研究機関内で改めて共有してください。

2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。

ここでいう「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関（注）

という4類型が定められています。

（注）1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究推進課に御相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究推進課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

また、所属する研究者が科研費による研究活動を行うためには、**研究機関は、次の要件を満たさなければなりませんので御留意ください。**

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

(2) 所属する研究者の応募資格の確認

今回の国際共同研究強化に応募しようとする研究者は、「[III. 応募する方へ](#) 1. 応募の前に行うべきこと (1) 応募資格の確認」に定める要件を全て満たし、応募資格を有することが必要ですので、研究機関において十分に確認をしていただく必要があります。また、当該項目に記載の応募資格についての留意事項についても併せて確認してください。

IV. 研究機関の方へ

また、交付申請時に、以下の点について研究機関において実施していただく予定ですので、応募に当たっても留意してください。

- ・当該研究者の海外研究機関への一定期間の渡航を可能とする代替措置等の環境を整備すること
- ・当該研究者の海外での科研費の使用についての管理を行うこと
- ・当該研究者が、日本学術振興会特別研究員（C P D）、海外特別研究員又は若手研究者海外挑戦プログラム等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業に採用（採用内定を含む。）され、研究費の交付を伴う長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者ではないことを確認すること

なお、本種目は、一定期間海外の研究機関等において海外共同研究者と共同で行う研究計画を前提としていることから、本種目の効果を最大化するためには、代替要員を確保する等の支援体制の整備や、海外における柔軟な経費執行といった点で、研究機関の御理解や御協力が不可欠です。各研究機関におかれては、本種目の趣旨等を御理解の上、引き続き積極的な御協力をお願いします。

(3) 研究者情報の登録及び I D ・パスワードの確認（e-Rad）

研究者が研究代表者として科研費に応募するには、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されており、e-Rad の I D ・パスワードにより電子申請システムにアクセスして手続を行う必要があります。

研究者情報の登録（更新）及び、研究者に対する I D ・パスワードの付与は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、次の手順で行ってください（具体的な手続の方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル（研究機関事務代表者用、研究機関事務分担者用「研究者手続き編」）」を確認してください。）。

URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

- ① 研究者情報の登録（更新）及び研究者の I D ・パスワードの付与を行うためには、研究機関は、研究機関用の I D ・パスワードを有していることが必要です。これらを取得していない場合には、まず、e-Rad ポータルサイトより登録様式をダウンロードし、登録申請を行ってください。

なお、登録申請から「研究機関用の I D ・パスワード」が到着するまで、最大 2 週間程度かかる場合があります。

- ※ 1 e-Rad の I D ・パスワードの取得については、e-Rad ホームページ「研究機関の登録申請の方法」(URL:<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) で確認してください。
- ※ 2 既に e-Rad の I D ・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。
- ※ 3 取得した I D ・パスワードは、科研費の全ての研究種目共通で使うことができますので、研究種目ごとに取得する必要はありません。

- ② 研究機関用の I D ・パスワードを取得後、e-Rad の I D ・パスワードを有していない研究者の有無を確認の上、研究代表者として応募を予定している研究者で I D ・パスワードを有していない者に対し、研究者情報の登録を行うことにより、I D ・パスワードを付与してください。

- ※ 1 ログイン I D、パスワードの付与の際には、決して他者に漏えいすることがないように厳格な管理をするよう研究者に周知してください。
- ※ 2 一度付与した研究者の I D ・パスワードは研究機関を異動しても使用可能です。
- ※ 3 e-Rad の操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

- ③ 研究代表者として応募する研究者に対し、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として登録（更新）を行ってください。また、既に登録されている者の登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新してください。

e-Rad による研究者情報の登録については、登録期間（期限）を設けていませんので、随時可能となっています。

ただし、応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）（以下「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要がある、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」により報告しなければなりません。

このため、「令和7（2025）年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和7（2025）年度も科研費の研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく令和7年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通知）」

（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm）の提出方法や様式等に基づき、「体制整備等自己評価チェックリスト」を令和7（2025）年12月1日（月）までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室に提出してください。ただし、令和7（2025）年4月以降に別途、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

なお、「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

（注）e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

（「体制整備等自己評価チェックリスト」の様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室

電話：03-5253-4111（内線：3866, 3827）

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

（e-Radの利用について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

※ 電話受付時間：9:00～18:00（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

URL: <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

※ e-Radの利用可能時間：0:00～24:00（24時間365日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。）

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下「研究不正行為ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要がある、「研究不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出しなければなりません。

このため、「令和7（2025）年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和7（2025）年度も科研費の研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和7年度版）の提出について（依頼）」

（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00008.html）の提出方法や様式等に基づき、「研究不正行為チェックリスト」を令和7（2025）年9月30日（火）までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に提出してください。ただし、令和7（2025）年4月以降に、別途、「研究不正行為チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

なお、「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

IV. 研究機関の方へ

※「研究不正行為チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とは e-Rad を使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、注意してください。

(注) e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

(「研究不正行為チェックリスト」の様式・提出等について)

※「体制整備等自己評価チェックリスト」の問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当) 付研究公正推進室

電話 03-6734-3874

e-mail: jinken@mext.go.jp

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(e-Rad の利用について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話: 0570-057-060 (ナビダイヤル)

※ 電話受付時間: 9:00~18:00 (土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

※ e-Rad の利用可能時間: 0:00~24:00 (24時間 365日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。)

(6) 研究不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施等

新規研究課題の研究代表者については交付申請前までに、以下のことを行う必要があります。

- ・自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)等)の通読・履修をすること、又は、「研究不正行為ガイドライン」を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること。
- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範ー改訂版ー」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること。

そのため、各研究機関におかれては、「研究不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施していただくとともに、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について周知してください。

(7) 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。
さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(8) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解のないように周知をお願いします。

(9) 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について

（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

(10) 安全保障貿易管理体制の整備について

令和7(2025)年度に助成を行う課題から、所属する研究者が外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)の輸出規制にあたる貨物・技術の提供を予定している場合、交付申請時に所属機関の安全保障貿易管理体制の有無について確認を行います。体制の有無についての確認は、e-Radの「研究機関情報」(安全保障貿易管理体制の整備状況)の登録内容にて行います。研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、e-Radの「研究機関情報」画面で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録してください。

参考：(研究機関事務担当者向け資料) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)機能改修について P.7

URL: https://www.e-rad.go.jp/dl_file/20240131_ReleaseForJimuBuntansha.pdf

安全保障貿易管理に関する詳細は、「[V. 関連する留意事項 7. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）](#)」を参照してください。

3. 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと

研究計画調書については、それぞれの研究機関ごとに内容を確認し、日本学術振興会へ提出することとしています。その際、次の点には特に注意してください。

(1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める要件（「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと \(1\) 応募資格の確認](#)」参照）を満たす者であるとともに、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)

応募に当たって必要な研究者情報の登録(更新)は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続を行うこととしています。

既に登録されている者であっても登録内容(「所属」、「職」等)に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

※研究インテグリティ対応に係る e-Rad の研究者情報の登録と電子申請システムの連携について

令和 7 (2024) 年度公募から、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を電子申請システムに連携し、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力することとしています。

特に、e-Rad において、研究代表者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、研究者には e-Rad の登録状況を必ず確認するよう周知してください。

詳細は公募要領別冊を十分に確認してください。

(3) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める「[II. 公募の内容](#)」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(4) 応募書類の確認

応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。特に、添付ファイル項目については、総頁数だけでなく、各欄の指示書きで指定されている頁数と同一であるかも確認してください。(「[III. 応募する方へ 4. 応募書類\(研究計画調書\)の作成・応募方法等](#)」(3)⑥応募書類の体裁等に不備がないこと」参照)

4. 応募書類(研究計画調書)の提出等

- (1) e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書(PDF ファイル)の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- (2) 内容等に不備のない全ての研究計画調書(PDF ファイル)について承認処理を行ってください(日本学術振興会に研究計画調書(PDF ファイル)を提出(送信)したことになります。)。提出(送信)期限までに応募状況が「学振受付中」となったもののみ、日本学術振興会に提出されたこととなります。
- (3) 日本学術振興会に研究計画調書(PDF ファイル)を提出(送信)後、提出(送信)期限より前であれば、研究計画調書を引き戻し、必要に応じて訂正、再提出を行うことができます。ただし、提出(送信)期限当日は引き戻しを行わないようにしてください。アクセスが集中して期限までに再提出が完了できない場合があります。
- (4) 研究機関により承認・提出(送信)処理が行われた研究計画調書(PDF ファイル)については、提出(送信)期限より後に修正等を行うことはできません。

【研究計画調書の提出(送信)期限】

令和 7 (2025) 年 9 月 17 日(水) 午後 4 時 30 分(厳守)

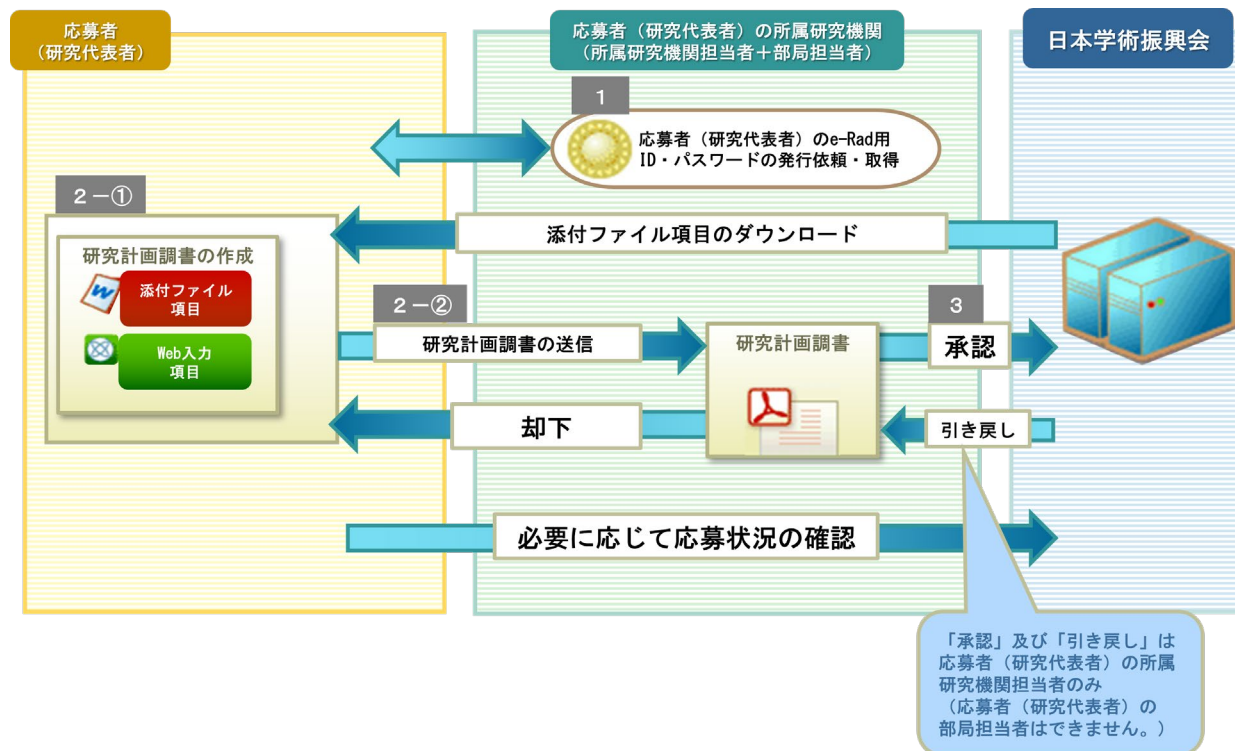
※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出(送信)された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出(送信)してください。

※上記の期限より後に、研究計画調書等の引き戻し、再提出等を行うことはできません。

- (5) e-Rad で使用する ID・パスワードは個人を確認するものであることから、その取扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。なお、電子申請手続の概要は以下のとおりですが、動作環境、操作方法などの詳細は、電子申請システムの「操作手引」

(URL : https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html) を参照してください。

電子申請手続の概要



【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 1 応募者の所属研究機関担当者は、応募者の e-Rad の登録情報を確認する。

【応募者（研究代表者）】

- 2-① 応募者は受領した ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、「Web入力項目」を入力、「添付ファイル項目」をアップロードすることで、研究計画調書（PDFファイル）を作成する。
- 2-② 応募者は、作成した研究計画調書（PDFファイル）に不備がなければ、完了・提出操作を行うことで所属研究機関担当者に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになる。

【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 3 応募者の所属研究機関担当者が研究計画調書（PDFファイル）を承認することで日本学術振興会に提出（送信）される。

なお、応募者の提出した研究計画調書（PDFファイル）の不備又はその他の事由により承認しない場合は、却下し応募者に修正を依頼する。

また、日本学術振興会へ提出（送信）した研究計画調書（PDFファイル）の不備又はその他の事由により取り下げ又は訂正を行う場合は、引き戻し操作を行い、必要に応じて却下して応募者に修正を依頼した上で、日本学術振興会へ再度提出（送信）する。

V. 関連する留意事項等

1. 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費により実施されている個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能
先端技術基盤支援プログラム	先端バイオイメーシング支援プラットフォーム (*)	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援
	先端モデル動物支援プラットフォーム (*)	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援
	先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム (*)	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、情報解析）
研究基盤リソース支援プログラム	コホート・生体試料支援プラットフォーム (*)	東京大学医科学研究所	生体試料・情報提供支援（健常人試料・情報、臨床検体・情報）、生体試料解析技術支援（ゲノム・オミックス解析等）、バイオメディカル情報解析支援
	短寿命 RI 供給プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター	研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給

また、上記*印の四つのプラットフォームに対しては、四つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集をご参照ください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/mext_01901.html

2. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）や「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、研究費の効率的な使用や設備の共用を促進するため、令和 7（2025）年度から、科研費の直接経費を使用して購入した研究設備・機器のうち、使用ルールで定めた条件を満たすものについて、研究機関の内外への共用に努めてください。特に、当該研究設備・機器を検索システム等に登録することにより、研究機関内外に対して可視化するようにしてください。詳細は「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）及び科研費使用ルール（補助条件及び交付条件等）を参照してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて

（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 5 年 5 月 24 日改正））

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）

URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00004.html

3. 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。科研費に採択され、1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、学術変革領域研究（A）の中間・事後評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL: <https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を四つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけ

V. 関連する留意事項等

るライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

○NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL:<https://humandbs.dbcls.jp/guidelines/data-sharing-guidelines>

5. 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト (Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology) は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成 24(2012)年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター (URL:<https://ibbp.nibb.ac.jp>) が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖 (増幅) や凍結保存が可能なサンプル (植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの) で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

6. ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、科研費で開発したバイオリソース (NBRP で対象としているバイオリソースに限ります) のうち、提供可能なバイオリソースを寄託[※]いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用 (保存・提供) を認める手続です。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

○NBRP 中核的拠点整備プログラム 代表機関一覧

URL:<https://nbrp.jp/resource/>

7. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）

研究機関が科研費による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外為法に基づき輸出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の二つから成り立っています。

特に、貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となりますので留意してください。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。科研費を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は科研費の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※2)。このため、交付決定時まで、科研費により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、科研費を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付をしないことや交付を取り消す場合があります。

※2 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
URL: <https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

9. 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍者の約 3 割程度が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられるなど、各研究機関における R A（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、R A を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、R A に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を R A 等として雇用する場合、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを十分考慮してください。

10. U R A 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、U R A 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や U R A、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する U R A 等のマネジメント人材が科研費の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては科研費に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、U R A 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

1 1. 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じて男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、日本学術振興会では、学術の振興のため、多様な人材が自らの能力を発揮し、活躍できる環境づくりが重要であることから、令和5（2023）年9月に「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定し、学術分野における男女共同参画を推進しております。

その一環として、研究とライフイベントの両立など、全ての研究者の多様なキャリアを応援することを目的としたウェブサイト「CHEERS!」（チアーズ）（URL：<https://cheers.jsps.go.jp/>）をオープンしました。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を積極的に進めて参りますので、是非御活用ください。

1 2. 「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」プログラムについて

「ひらめき☆ときめきサイエンス」は、科研費の支援により生まれた研究成果の社会還元や普及推進の一環として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供することを目的として実施しています。

科研費により行われている学術研究を基礎として、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを、研究者自身が分かりやすい形で直に伝えることにより、我が国の将来を担う小学5・6年生、中学生、高校生の科学的な好奇心を直に刺激して、ひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育む体験型プログラムを、研究分野を問わず募集していますので、活用してください。

URL：<https://www.jsps.go.jp/hirameki/>

1 3. 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3Rの原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減

（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。科研費に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示71号）

URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

(参考) 関係規程

科研費に関する法令・規程等は以下をご参照ください。

文部科学省において定めている科学研究費助成事業に係る規程等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284421.htm

日本学術振興会において定めている科学研究費助成事業にかかる規程等

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/28_kitei/index.html

- 科学研究費補助金取扱規程

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1307764.htm

- 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領

https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_28_kitei_2024/yoryo_R70228.pdf

- 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_28_kitei_2024/kikin_yoryo_r70228.pdf

VI. 問合せ先等

1 この公募に関する問合せは、研究機関を通じて下記宛てに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第三課
電話 03-3263-4927

メール：kksi-kaken@jsps.go.jp

(できる限りメールでの問合せをお願いします。)

※ 電話受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00

(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)、
創立記念日(9月21日)を除く)

(2) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話 0120-556-739 (フリーダイヤル)

受付時間 9:30～17:30

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話 0570-057-060 (ナビダイヤル)

受付時間 9:00～18:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話 03-6631-0622

<留意事項>

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト (URL:<https://www.e-rad.go.jp>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24時間 365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当) 付競争的研究費調整室

電話 03-5253-4111 (内線: 3866, 3827)

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当) 付研究公正推進室

電話 03-6734-3874

e-mail: jinken@mext.go.jp

(6) 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用に関すること：

文部科学省研究振興局学術研究推進課学術研究推進係

電話 03-6734-4090

(7) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話 03-5214-8491

VI. 問合せ先等

- (8) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：
大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所 IBBP センター事務局
電話 0564-59-5930, 5931
- (9) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：
ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)事務局
(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所内設置)
電話 055-981-6809
- (10) 「researchmap」に関すること：
国立研究開発法人科学技術振興機構
情報基盤事業部サービス支援センター (researchmap 担当)
Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>
- (11) 「安全保障貿易管理」に関すること：
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
電話 03-3501-2800
- (12) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に関すること：
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命科学研究係
電話：03-6734-4366

2 応募書類（研究計画調書）の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kyoka/koubo.html